

屯田二番通東町内会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は屯田二番通東町内会と称し事務局を会長宅におく。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は別紙区域内に居住する世帯とし、4つのブロックに大別し班の区域は役員会でこれを定める。

(目的と事業)

第 3 条 本会は会員相互の親睦融和を図り協力して住みよい地域をつくり、住民の社会進歩、向上、発展を図ることを目的とし、その為に必要な事業を行う。

(役 員)

第 4 条 本会の役員は次の通りとする。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|---------|
| 1. 1. 会 長 | 1 名 | 6. 部 長 | 各部に 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 各ブロック 1 名 | 7. 副 部 長 | 各部若干名 |
| 3. 総務部長 | 1 名 | 8. 班 長 | 各班に 1 名 |
| 4. 庶務部長 | 1 名 | 9. 会計監査 | 2 名 |
| 5. 会計部長 | 1 名 | | |

2. 役員は総会において選出する。但し、班長は各班にて選出する。

(任 期)

第 5 条 役員の任期は2年とする。但し、班長の任期は1年とし再選は妨げない。

(顧 問)

第 6 条 1. 本会は顧問を置くことができる。
2. 顧問は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(職 務)

第 7 条 1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長はブロック長となり、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 総務は会務を掌握する。
4. 庶務は会運営の円滑化に協力する。
5. 会計は会計業務を執行する。
6. 部長は各部を分掌し、その業務を執行する。副部長は部長を補佐し部長事故ある時はその職務を代行する。
7. 会計監査は会計を監査する。
8. 班長は班を代表し、班務の一切を執行する。但し、班長事故ある時は代行者をもってする。

(総会及び役員会)

第 8 条 1. 定期総会は毎年4月に関く、但し、必要ある時は臨時総会を開くことができる。
2. 総会は会員の過半数をもって成立する。
3. 本会の予算、決算及び会則の変更は総会で議決による。
4. 総会の議決は出席者の過半数をもってする。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
5. その他本会の運営上必要な事項は、会長が役員会の議を得て定める。

(会 計)

第 9 条 1. 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに当てる。
3. 会費は総会において決定する。

(部 会)

第 10 条 本会に福利厚生部・保健衛生部・交通警防部・女性部・少年育成部をおく。
1. 福利厚生部 町内のスポーツ、レクリエーション活動、敬老事業の立案、支援又は実施。
2. 保健衛生部 環境衛生の事業及び維持管理。
3. 交通警防部 交通安全、防犯防災活動の立案と実施。
4. 女 性 部 町内会女性の研修、親睦、健康に役立つ活動、資源回収活動。
5. 少年育成部 少年・少女の健全な育成活動。

(連町加入)

第 11 条 本会は屯田連合町内会に加入する。

(弔意金)

第12条 本会における弔慰金は、世帯主及び配偶者は10,000円、その他は5,000円とする。
(表彰)

第13条 本会に対し、その功績が顕著であった場合これを表彰することが出来る。
1. 会員功労・役員功労。
2. 役員の推薦により、役員会で表彰者を決定し、会長がこれを表彰する。

付 則 1. 本会則は昭和62年4月1日より実施する。
2. 平成3年4月14日会則一部改正
3. 平成11年4月4日会則一部改正
4. 平成16年4月4日会則一部改正
5. 平成20年4月6日会則一部改正